

当麻町の商工業者を応援します！

今までのとうまのお店元気事業を「商工業振興補助事業」に変更し補助内容を拡充しました。下記の内容について随時受付します。

【①～⑦共通対象要件】

- ・当麻町商工会員で町内営業を行う事業主
- ・当麻町商工会員で町内に本社がある法人
- ・当麻町商工会員になることを確約し、継続して5年間事業を行う新規開業者

対象：小売業・宿泊業・飲食業・生活関連サービス業

①新築・増改築補助

店舗の新築・増改築 200万円以上に対し2分の1を補助（施工業者が町内：上限300万円、町外：上限250万円）

②改修補助

店舗の小規模改修 30万円以上に対し2分の1を補助（施工業者が町内：上限100万円、町外：上限50万円）

③新築町産材活用補助

店舗の新築時の町産材活用に対し町産材の販売額を補助（上限100万円）

④合併処理浄化槽設置整備補助

店舗の新築・増改築時の合併処理浄化槽設置費用を補助（上限100万円）

⑤空き店舗等解体補助

空き店舗等を購入・解体して店舗を新築する場合に解体・除却費用に対し2分の1を補助（上限150万円）

対象：農林水産業（注1）を除く全業種

⑥太陽光発電システム設置補助

店舗または事業所の自家消費に利用する太陽光発電システムの設置に対し補助（一律10万円）

⑦機械等導入補助

機械等導入補助のみ下記のとおり申請受付します。

（注1）農林水産業とは、農業・林業・水産業を主たる事業とするもの。


対象：閉店した店舗併用住宅を譲渡する方

⑧店舗併用住宅譲渡奨励金

廃業後の店舗併用住宅を店舗または事業所として第三者へ譲渡（売買含む）するため引っ越す方へ奨励金を交付（一律100万円）
物件は対象区域内（市街地の一部）にあるものに限ります。

「⑦機械等導入補助」の申請を受付します

- 受付期間** 令和5年4月17日（月）～令和5年5月12日（金）
（申請者多数の場合は審査のうえ抽選。予算額に至らない場合は受付期間終了後に随時受付。）
- 内容** 収益の向上や二酸化炭素排出抑制につながる所得税法施行令第6条の「機械及び装置」「工具器具及び備品」の導入に対し2分の1を補助。
発注先が町内：補助上限75万円、町外：補助上限50万円
- 対象業種** 既存店舗・事業所で農林水産業（注1）を除く全業種（新規開業者は対象外）
- 対象要件等** 裏面をご覧ください。

詳しい内容は、「当麻町ホームページ」または、「当麻町役場まちづくり推進課」へ
【当麻町役場まちづくり推進課 電話 84-2111】
町ホームページ→ 

「⑦機械等導入補助」の対象要件・提出書類

●対象要件

- 1 当麻町商工会員の方で町内営業を行う事業主もしくは、町内に本社がある法人であること
- 2 地方税等を滞納していないこと。
- 3 国、北海道、当麻町、その他公共的団体等からの交付金等を受けていないこと。
- 4 補助金の交付は同一機械・器具等につき1回限りとする。
- 5 当麻町内に有する店舗または工場等に導入するもので、1台当たりの単価が20万円以上であること（同一規格・同一種類）
- 6 単純更新ではなく、収益の向上や二酸化炭素排出抑制につながる機械等であること。
- 7 本補助金により取得した備品等を耐用年数に至る前に処分しないこと。
- 8 農林畜産物及び水産物の生産に関するものでないこと。
- 9 中古品でないこと。
- 10 令和6年3月31日までに機械等の導入と支払を終え、実績報告書の提出ができること。

●対象機械等の例

機械及び装置

クリーニング設備、木工機器、旋盤・溶接機等の製造加工機械、食品製造加工機械、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械及び設備、化学機械・装置、土木・建設機械等各種産業用機械、原動機・ポンプ類等の汎用機械、運搬設備（コンベアー、ウインチ、クレーン等）、油圧シヨベル、ブルドーザーなどの自走式機械装置（軽自動車税の対象になるものを除く）など
（太陽光発電設備は除く）

工具、器具及び備品

パソコン、陳列ケース、レジスター、ルームエアコン、厨房用品、複写機、看板・ネオンサイン、医療機器、測定工具、理容・美容機器、冷蔵庫など

●提出書類

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 機械等導入に伴う見積書の写し又は対象経費内訳書
- 3 個人情報目的外利用に関する同意書（税関係）（第2号様式）
- 4 地方税等の納税状況が確認できる書類（納税証明書）
- 5 導入場所の付近見取図、機械等の設置図面及び製品カタログ
- 6 事業計画書（第3号様式）